

議案第106号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 土木部の表14の4の項の(1)中「第5条第1項、第2項又は第3項」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、同項の(1)のア中「法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が認めるもの」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し」に改め、同項の(1)のアの(ア)の a 中「9,300円」を「17,000円」に改め、同項の(1)のアの(ア)の b 中「11,000円」を「21,000円」に改め、同項の(1)のアの(イ)の a 中「23,000円」を「35,000円」に改め、同項の(1)のアの(イ)の b 中「27,000円」を「43,000円」に改め、同項の(1)のアの(ウ)の a 中「41,000円」を「58,000円」に改め、同項の(1)のアの(ウ)の b 中「50,000円」を「73,000円」に改め、同項の(1)のアの(エ)の a 中「75,000円」を「105,000円」に改め、同項の(1)のアの(エ)の b 中「85,000円」を「132,000円」に改め、同項の(1)のアの(オ)の a 中「142,000円」を「184,000円」に改め、同項の(1)のアの(オ)の b 中「166,000円」を「229,000円」に改め、同項の(1)のアの(カ)の a 中「258,000円」を「306,000円」に改め、同項の(1)のアの(カ)の b 中「299,000円」を「376,000円」に改め、同項の(1)のアの(キ)の a 中「475,000円」を「565,000円」に改め、同項の(1)のアの(キ)の b 中「550,000円」を「690,000円」に改め、同項の(1)のアの(ク)の a 中「661,000円」を「777,000円」に改め、同項の(1)のアの(ク)の b 中「750,000円」を「937,000円」に改め、同項の(1)のアの(ケ)の a 中「814,000円」を「960,000円」に改め、同項の(1)のアの(ケ)の b 中「909,000円」を「1,142,000円」に改め、同項の(1)のイを削り、同項の(1)のウ中「(1)のウ」を「(1)のイ」に改め、同項の(1)のウの(ア)の a 中「50,000円」を「52,000円」に改め、同項の(1)のウの(イ)の a 中「121,000円」を「123,000円」に改め、同項の(1)のウの(ウ)の a 中「197,000円」を「200,000円」に改め、同項の(1)のウの(オ)の b 中「1,017,000円」を「1,018,000円」に改め、同項の(1)のウの(カ)の b 中「1,760,000円」を「1,762,000円」に改め、同項の(1)のウの(キ)の b 中「3,283,000円」を「3,286,000円」に改め、同項の(1)のウの(ク)の b 中「4,705,000円」を「4,709,000円」に改め、同項の(1)のウの(ケ)の b 中「5,801,000円」を「5,806,000円」に改め、同項の(1)のウを同項の(1)のイとし、同項の(2)中「この項の(1)のウの場合にあってはこの項の(1)のウの(ア)から(ケ)までに掲げる金額と」を削り、同項の(3)中「4,000円」を「4,500円」に改め、同項の(4)中「4,000円」を「4,500円」に改め、同項の(4)を同項の(5)とし、同項の(3)の次に次のように加える。

(4) 法第9条第3項 の規定に基づく管	管理者等 が選任さ	8,600円
-------------------------	--------------	--------

理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	れた場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	
--	------------------------------	--

別表第1 土木部の表14の4の項に次のように加える。

(6) 法第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅の容積率の特例許可申請手数料	162,000円
--	------------------------	----------

別表第1 警察本部の表6の項の(1)中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料」に改め、同項の(1)のア中「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項の(1)のイを同項の(1)のウとし、同項の(1)のアの次に次のように加える。

イ 法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査	6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円）
--	--

別表第1 警察本部の表6の項の(2)のア中「第5条の2第3項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同項の(2)の次に次のように加える。

(2)の2 法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催	クロスボウ取扱講習手数料	ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 3,000円 イ その他の者に対する講習会 6,900円
---	--------------	--

別表第1 警察本部の表6の項の(4)中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「国際競技用銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「国際競技用の銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料」に改め、同項の(5)中「銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換え手数料」に改め、同項の(6)中「銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証再交付手数料」に改め、同項の(7)中「又は空気銃の所持の」を「若しくは空気銃又はクロスボウの所持の」に、「猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料」を「猟銃若しくは

空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料」に改め、同項の(7)のア中「伴う場合」を「伴う法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「他の法第7条の3第1項」を「他の同項」に改め、「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項の(7)のイ中「伴わない場合」を「伴わない法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「他の法第7条の3第1項」を「他の同項」に改め、「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項の(7)のイを同項の(7)のウとし、同項の(7)のアの次に次のように加える。

イ 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 7,200円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円）

別表第1警察本部の表6の項の(7)に次のように加える。

エ 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円）

別表第1警察本部の表6の項に次のように加える。

(14) 法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	クロスボウ射撃資格認定申請手数料	9,300円（当該申請を行う者が同時に他の法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、5,600円）
---	------------------	--

附 則

- この条例中別表第1土木部の表の改正規定及び次項の規定は令和4年2月20日から、別表第1警察本部の表の改正規定は同年3月15日から施行する。
- 改正後の鹿児島県手数料徴収条例別表第1土木部の表の規定は、令和4年2月20日以後に申請がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正等に伴い、所要の改正をしようとするもの

である。